

23 独国生相第 60 号

平成 23 年 7 月 20 日

社団法人 全国旅行業協会 御中

独立行政法人国民生活センター

相談情報部長 宮内 良浩



「高速ツアーバス」に関するトラブルの防止について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より国民生活センターの業務に付きまして、ご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

昨今、いわゆる「高速バス」においては、各地の消費生活センターに寄せられる苦情相談件数が増加傾向にあり、その中でも、募集型企画旅行の形態を取り、貸切バスを用い、都市間およびレジャー施設等の拠点間輸送に旅行目的を特化させた高速乗合バス様のバス（以下、高速ツアーバス）に関する相談が寄せられています。

高速ツアーバスについては、予約申込・代金支払・乗下車に至るまで、一般消費者からは高速乗合バスと比するところ、大きな差異が見出しづらく、予約変更やキャンセルの扱い方、集合地や乗車に至るトラブルなどの局面において、表面化する差異に伴う苦情相談が寄せられています。

特に長距離・夜行を主体とするツアーが多いこともあり、若年層が利用する機会の多い移動手段であることを鑑みると、契約時の処理ミス・集合地の伝達間違い・伝え漏れ・点呼漏れに起因する乗りそびれや置き去りなどのトラブル発生は、消費者の心身に大きな負担を残す事態になりかねません。

そこで、国民生活センターは、貴協会に対し、別紙の通り、高速ツアーバスに関する要望を致しますので、貴協会会員にご周知・ご指導いただくとともに、トラブルの防止、苦情相談の減少に努めていただきますようお願いを申し上げます。

なお、本件公表及び貴協会への要望に関しましては、消費者庁・国土交通省・観光庁にそれぞれ情報提供することを申し添えます。

謹白

別紙（要望事項）

- ① 高速乗合バスとは異なり、募集型企画旅行（パック旅行）であること、キャンセルや変更などの際の条件について、消費者が確実に把握できるような表示、広告、案内の徹底に努めること。また、「路線、便」など、高速乗合バスと見紛う広告表示によって、消費者が運行形態について誤認を起ささないよう配慮すること。
- ② 乗車場所や集合時間などの重要情報（変更の場合も）が、消費者に確実に伝わるような手段の充実と改善を図ること。また、乗車場所が分かりやすくなるよう、誘導を確実に行える体制を整備すること。
- ③ キャンセル等の手続きの方法について、消費者の負担が少なくなる手段を充実させ、その周知を図ること。
- ④ バス車両への荷物やペットなどの持ち込み条件の周知を図ること。
- ⑤ 車内トイレや、シートのリクライニング機能等、設備が確実に利用できるよう、品質確保と向上に努めること。



国総旅振第101号

平成18年6月30日

(社) 全国旅行業協会会長 殿

国土交通省総合政策局旅行振興課長



「ツアーバス」に係る募集型企画旅行の適正化について

昨今、旅行業者が募集型企画旅行として行う、観光やスキーといった移動以外の目的を伴わない、単に2地点間の移動のみを主たる目的とした「ツアーバス」と呼ばれる旅行サービスの伸長が見られるが、これを利用する旅行者保護の徹底を図る観点から、当該募集型企画旅行の実施について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴協会傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

記

1. ツアーバスに係る募集型企画旅行については、それが単なる2地点間の移動を目的としたものであったとしても、正規の貸切契約に基づき運行されている限り、企画・実施旅行業者に道路運送法(昭和26年法律第183号)上の問題は生じない。

しかしながら、企画・実施旅行業者が道路運送法第4条に基づき一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていない事業者との間で貸切契約を締結する、ツアーの発地又は着地のいずれにも営業区域を有しない一般貸切旅客自動車運送事業者との間で貸切契約を締結する、労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)に違反するような長時間労働を強いる、道路交通法(昭和35年法律第105号)で定められた最高速度を違反する速度での走行を強いる、等を行った場合には、旅行者の安全が脅かされるのみならず、道路運送法、労働基準法、道路交通法等の関係法令への違反行為の教唆、幫助となる可能性があることから、こうした行為は絶対に行わないこと。

2. ツアーバスに係る募集型企画旅行を行うに当たっては、他の募集型企画旅行の場

合と同様、旅行者保護の観点から、以下の点に特に留意すること。

- ⑤ 募集広告を行う場合には、一般乗合旅客自動車運送事業による運送サービスの手配旅行と混同させるような広告を行ってはならない。これを行った場合、旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）第12条の7に違反する可能性がある。
- ⑥ 旅行契約の締結に当たっては、法第12条の4及び第12条の5に基づき、確実に取引条件の説明を行うとともに、一般乗合旅客自動車運送事業の場合と異なり、実態として乗車券が交付されない以上、必要事項を記載した取引条件説明書面・契約書面の交付を行わなければならない（旅行者の承諾を得て、情報通信の技術を利用して交付することも可能。）。
- ⑦ 旅行当日、出発地において旅行代金を収受する場合には、貸切バスの乗務員ではなく、法第12条の6に定めるところに従い、旅行業者等の外務員の資格を持った者が行わなければならない。
- ⑧ 外務員が常時一定の場所で契約の申込みを受け付けるような場合、施設その他の面で実質的に営業所としての体裁を整えていると判断される場合には、営業所としての登録を受ける必要がある。



独立行政法人

国民生活センター

報道発表資料

平成 23 年 7 月 21 日

独立行政法人国民生活センター

「高速バス」のトラブル、増えてます

- 運行タイプによる、トラブルの違い -

比較的安価で手軽に利用できるため、長距離移動手段としていわゆる「高速バス」を選択する消費者も多く、路線数や利用者数も拡大してきた¹。一方、貸切バス事業への参入規制緩和（許可制への移行、貸切バス需給調整規制撤廃）と相まって、「高速乗合バス」に類似したパック旅行による「高速ツアーバス」を展開する事業者も増加してきた。

しかし、全体的な利用者の増加に伴い、トラブルも増加傾向にある。また、消費者から見れば、代金を支払ってバスに乗ることだけなら、「高速乗合バス」も「高速ツアーバス」も同じようなものと映るが、両者の間には制度的・構造的に大きな違いが存在する（別添資料参照）。

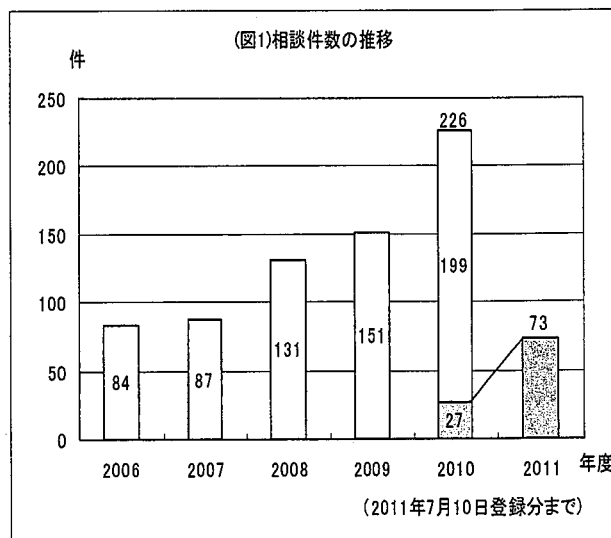
そこで、「高速乗合バス」及び「高速ツアーバス」の相談件数や相談事例、問題点をまとめ、トラブルの未然防止・拡大防止のために、消費者への情報提供と事業者への要望を行う。

1. PIO-NET²にみる相談の概要

(1) 相談件数の推移

利用者全体の増加に歩を合わせるように、2006 年度以降右肩上がりでも相談件数は増加しており、2010 年度は 226 件と、前年度を大きく上回った。

2011 年度においても、前年同期で 2.7 倍の相談が寄せられている（図 1）。以下は、全国の消費生活センターに寄せられたいわゆる「高速バス」のトラブル 752 件の内訳である（2011 年 7 月 10 日登録分まで）。



(2) 主な相談内容

「契約・解約」が最も多く（612 件、81%）、次いで「接客対応」が続いた（281 件、37%）。以下、

¹ 国土交通省「バス事業のあり方検討会」資料によれば、平成 20 年度の高速乗合バスによる輸送実績は 1 億人を超え、高速ツアーバスも 300 万人以上の集客を果たしている。ことに、高速ツアーバスの集客数は、5 年前の 160 倍と急伸長を見せ、高速乗合バスにおいても 5 年前の 1.3 倍となっている。

² PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

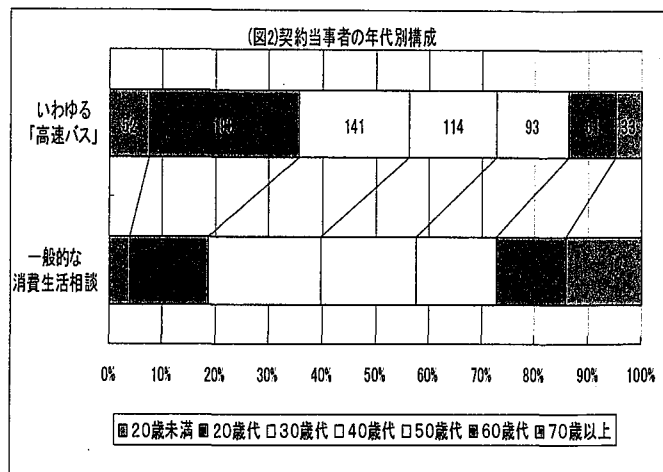
「販売方法」(154 件、20%)、「価格・料金」(125 件、17%)、「品質・機能」(80 件、11%)の順となっている。消費生活相談の一般的な相談内容と比較すると、「接客対応」が多くなっている。

(3) 契約者の属性

①年齢別内訳

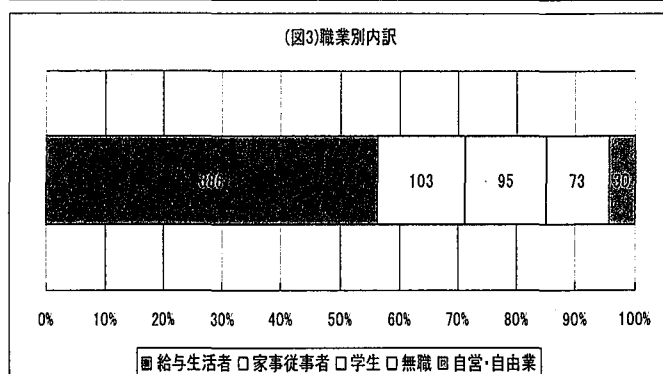
20 歳代が最も多く(193 件、28%)、次いで 30 歳代、40 歳代と続く。20～40 歳代で相談件数全体の 60%超を占めている(図 2)。

また、20 歳未満の相談件数が全体に占める割合についても、2006 年度以降の一般的な消費生活相談全体における同年代(約 4%)の約 2 倍で、主な利用者が全体的に若年層に寄っていることが判る。



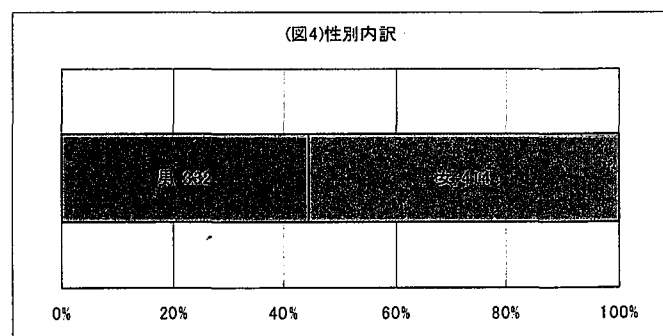
②職業別内訳

給与所得者(386 件、56%)が、全体の過半数を占め、家事従事者と学生が続いている。これら 3 つの層で、相談全体の 85%以上を占めている(図 3)。



③性別

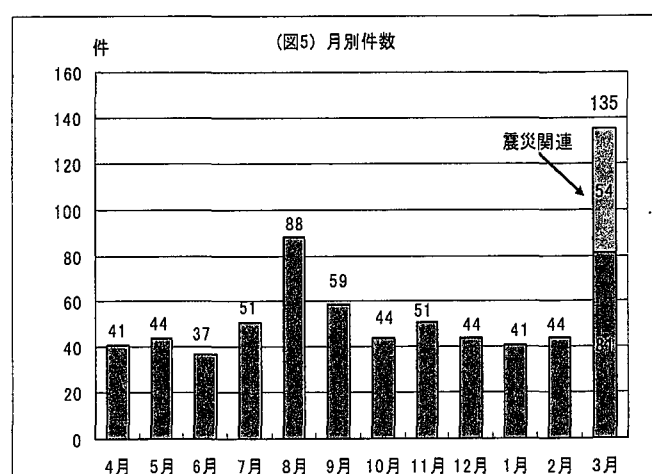
性別では、女性(414 件、55%)が男性(332 件、44%)と比べ、やや多い(図 4)。



④相談時期

2006-2010 年度の相談受付件数を、月別で比較すると、夏休み期(8 月)と、年度末・春休み期(3 月)で件数が突出した(図 5)。

3 月については、2011 年 3 月に起きた東日本大震災に伴うキャンセルや運行に関する相談が 54 件と急増しているが、震災事由と判断される事例を除いた相談件数でも 81 件となり、8 月と並んで多い。



2. 相談事例

高速乗合バス

【事例 1】高速バスの往復乗車券を購入。帰りのバス乗り場は、工事に変更されていたが、それまで使われていたバス停には案内すら出ておらず、いつも通りバスを待っていたら、乗り遅れたとわかった。最終便の予約だったので、やむなく新幹線代を別払いして帰った。バス会社はバス代を返すと言っているが、新幹線代も払って欲しい。

(2010 年 9 月 男性 福岡県 給与所得者)

【事例 2】コンビニで高速バスのチケットを購入。乗車当日、体調不良のため利用できないと判断し、朝、予約キャンセルの連絡をしたところ「返金はバスの出発時刻までに、営業支店まで受け取りに来ないと返金は出来ない」と言われた。営業支店までは車で 1 時間以上掛かる。この状況で行けるわけがない。チケットはコンビニや駅でも買えるのに、返金だけ支店しか行えないのもおかしい。

(2008 年 8 月 20 歳代女性 北関東 給与生活者)

【事例 3】他県への進学に伴い、バス会社の営業所に出向いて夜行高速バスの往復乗車券を友人の分を含め 2 枚購入。震災でバスが運休。友人がチケットを紛失したため、その分は払い戻し不可と言われた。予約番号等を確認すればチケット購入履歴がわかると思う。チケットがなければ払い戻しできないなど知らなかった。

(2011 年 3 月 10 歳代男性 東北南部 学生)

高速ツアーバス

【事例 4】夜行高速バスをネット経由のクレジットカード決済で予約した。利用日を間違えて入力したことに気付き、電話でキャンセルを申し出たら、取消料としてバス代の 3 割を請求された。すぐ申し出たのに、割高なキャンセル料の請求に納得できない。

(2010 年 3 月 40 歳代男性 千葉県 自営・自由業)

【事例 5】テーマパークへの旅行に夜行バスを往復利用した。往きは出発 3~4 時間前になって、携帯電話に別の時間帯のバスへ変更を求める連絡があったが、急な話なので断った。続いて、2 日後の帰り分も同様の内容で集合場所と時間の変更の電話があり「料金そのまま、予約分より設備の良いバスにする」というので了承した。ところが、帰りのバスは指定された集合場所でなかなか見つからず、やっと見つけたと思えば「名前がリストにないから乗せない」と言われた。その場で交渉し、やっと乗せてもらった。後日、旅行会社に苦情を申し出たところ、下請会社の手違いだと謝罪するのみ。慰謝料を求めるわけではないが、遠隔地で深夜に不安な思いをしたと思うと不快感が残る。

(2010 年 5 月 10 歳代女性 奈良県 学生)

【事例 6】出張先から戻るため、ネットで高速バスを予約した。23 時 30 分集合の 23 時 50 分発。初めて使うバスなので、20 時頃にツアー会社へ確認電話をし、予約番号と名前を伝えたところ「集合 30 分前から現地にスタッフが居る」と場所を指示されたが、教えられたのと似たような場所がいくつもあり、様々な色柄のバスが方々にたくさん停車しており、バスを探しているうちに出発時刻を過ぎてしまった。結局、本当の集合地にたどり着いた時、バスは既に出発済みだった。仕方なく翌日の新幹線で帰った。集合場

所が分かりにくい旨、苦情を言ったが「当方に責任はない」と言われた。後日、別のバスの集合場所を指示されていたとわかった。

(2009年2月 20歳代男性 大阪府 給与生活者)

【事例7】実家への帰省で高速バスに乗った。1回目の休憩時、午前5時20分に高速道路のパーキングエリアに入った。「5時40分出発だから5分前に戻って」と言われた。間に合うようにトイレから戻ると、自分の乗っていたバスがまさに高速道路へ出て行くところだった。走って追いかけたが間に合わず置き去りにされた。時刻は5時35分、バスは予定より前に出発していたことになる。緊急連絡先に状況を伝え、1時間後にパーキングエリアに入る別のバスに乗せてもらえるよう手配され、目的地に到着した。後日、バス会社から運転手が点呼数を間違えたと謝罪があったが、非常に心細い思いをしたので、代金全額を返金してほしい。

(2011年4月 30歳代女性 東京都 給与生活者)

その他、両者に共通して見られるもの

【事例8】腰痛持ちで、楽に座って行きたいため、深くリクライニングする幅の広いシートを備えたバスをネットで探し予約した。出発日にバス会社から連絡があり「車両故障で、通常の観光バスタイプに変更となる」とのこと。「横4列席の車両なので、2席分を利用してよい」と言われたが、思うようにリクライニングできないほうが困るのでキャンセルしたい。

(2011年1月 70歳代女性 東京都 給与生活者)

【事例9】旅行先で購入したサーフボードを持ち込もうと、ネットで高速バスを2席並びで予約し1席分を荷物置場にしようと考えた。乗車時に「大きな荷物は積めない。規約で定められている」と言われ乗車を断られた。Webサイトを見た際は規約に気付かなかった。深夜だったので別送もできず、乗車を諦め、ホテルで宿泊することになった。

(2010年12月 30歳代男性 静岡県 給与生活者)

3. 相談事例に見る問題点

(1) 高速乗合バス

①運行に関する重要情報の周知が行き届かない(事例1)

ダイヤ改正や、事前に判明しているルート上の工事、イベント等に伴う時刻の変更、停留所の位置の変更に対応しきれていない。消費者が余裕を持って乗り場に着いても、乗車できない事態は問題であろう。

②販売方法の多様化に対し、キャンセルや変更の態勢が追いつかない(事例2)

コンビニ設置の情報端末機や、インターネットによる予約・決済など購入方法の多様化が図られ便利になってきているが、予約変更、キャンセル、払戻し等は、営業拠点の窓口や、電話でのみ取り扱うケースも残る。夜行バスにも関わらず、キャンセル受付が昼間のみなどの場合は、利用実態とかけ離れている。

③乗車券紛失に伴うトラブルの相談が多い(事例3)

乗車券の紛失に伴う相談は、年齢性別問わず多く見受けられた。高速乗合バスにおいて、乗

車券を紛失した場合、窓口やバス車内では「紛失再発行」として同じ運賃をもう一度支払い（「再収受，再購入」と呼ぶこともある）、一定期間内に紛失した券が見つければ、手数料を差し引いて払い戻されるとしたルールを約款で用いていることがほとんどである。

しかし、このルールが消費者に十分周知・理解されていない上、電話等で予約する場合、消費者は、氏名や連絡先を事業者に伝えていることから、乗車券がなくとも払い戻しができると思われており、苦情になるケースが多い。

(2) 高速ツアーバス

①消費者が旅行商品である「パック旅行」と認識していない(事例 4, 5)

高速ツアーバスは、高速乗合バスと異なり、旅行業法における「募集型企画旅行」と呼ばれるいわゆる「パック旅行」であり、契約の相手方は、旅行会社である。そのため、標準旅行業約款など旅行業者が示す約款に拘束されるため、キャンセルをすると、出発日までの期日に応じ、旅行代金（「運賃」ではない）の範囲で、段階的にキャンセル料が発生する。また、乗車日などを変更する場合も、旅行業者が特段の定めをしていない場合、契約上はいったん解約し、新たに別の「パック旅行」を契約することになるため、やはりキャンセル料が発生する。

一方、高速乗合バスは、一部の商品を除けば、キャンセルは、乗車当日まで 100 円程度の定額手数料でできることが多く、乗車日などの変更も、予約しているバスの出発時刻前であれば無料としていることが多い。

高速ツアーバスはあくまでも「パック旅行」なので、申込人数などの状況次第で催行中止になることもあり得る点が、高速乗合バスと大きく異なる。さらに、その場合の連絡態勢に不備があると、消費者は、荷物を抱えたまま深夜に途方にくれる事態になってしまい、心労のみならず、自宅などへ戻る交通機関にも著しい不便が伴う。

そのため、高速乗合バスと同様のものと考えて高速ツアーバスを利用した消費者は、キャンセルや予約変更、あるいは催行中止に伴う条件変更の局面に至り、戸惑うものと考えられる。

②乗降場所がわかりにくく、乗りそびれる(事例 6)

高速ツアーバスは、高速乗合バス向けのターミナル設備やバス停を用いた乗降は基本的にできない。そのため、固有のバス停を持つ高速乗合バスと比べて、乗車場所がわかりにくくなるケースが多い。また、パンフレットや Web サイト上の表記だけではわかりにくいケースや、交通状況次第で、到着地があらかじめ知らされていた場所と全く異なる場所になることもある。

さらには、主催旅行会社によっては、乗車場所に案内係員を配置するケースもあるが、特に夜行バスにおいては出発時間が近接し、様々な会社のバスが入り乱れて駐停車している状況において、案内係員数が不足しているケースもあると思われる。

いずれにしても、代金を支払い、参加者として乗車場所に向かったのに、結果として乗りそびれてしまったと言う苦情が多く見られる点は問題である。

③置き去りにされる(事例 7)

ツアー催行中、サービスエリアなどで休憩を取った際、添乗員は乗車人員が揃っているか点呼を取り、全員揃った状態で出発することが一般的である。しかし、高速ツアーバスは、添乗員の代わりにバスの運転手がこれを担っているケースがほとんどである。その中で、点呼漏れにより置き去りにされてしまうことは問題である。

(3) 両者に共通する問題点

①予約していた設備と違う(事例 8)

総じて長距離・長時間の乗車になるため、座席の広さやリクライニング、無線 LAN などの付帯的な機能、トイレの有無などの設備差を商品選択の対象とし、価格差を設けることで、多様なニーズに対応する工夫がなされるようになった。

しかし、事前に示された座席や設備と異なる・グレードが下がった等、サービス品質に関わる相談が寄せられている。

②荷物などの制限や制約が事前にわかりづらい(事例 9)

総じて長距離移動となる夜行バスでは、荷物もそれなりに多くなることが多い。バスの車体サイズには限りがあるため、荷物の大きさや持ち込みに関する条件が課せられていることが多いが、事前に把握しづらいこともあり、当日乗車直前になって知らされた結果、「乗れる、乗れない」という苦情として寄せられることとなる。

4. 消費者へのアドバイス

①高速乗合バスか、高速ツアーバスかの違いを事前に確認しよう

高速乗合バスと高速ツアーバスは、似て非なるものである。料金や設備のみならず、旅行条件や解約条件なども含め、事前に確認し、どちらの形態のバスを利用するか、使い方に応じて選ぶのが良い。特に、乗車場所やキャンセル料の体系が全く異なっていることは、十分に注意する必要がある。

②余裕を持って乗車場所に向かおう

繁華街や大都市ターミナル駅周辺発の場合、似通ったバスが、同じような場所に何台も集中して停車しており、高速ツアーバスにおいては、固定のバス停があるわけではない。特に旅先であれば、迫る出発時刻の中、見慣れぬ町並みで目的のバスを見つけ出すことは極めて難しい。

高速乗合バスであればバス停、高速ツアーバスであれば集合場所について、事前に問い合わせるなど、場所を確実に把握した上、早めに現地に着いておくようにすることが必要である。

③荷物などの持込みの条件をしっかりと確認しよう

バスの車種によっては、旅行カバンやスーツケースを収納するスペースがほとんどないものもあり、無理に大きな荷物を持ち込むと、他の利用者の迷惑となるばかりか、非常時の脱出に差し支える事態も考えられる。また、ペットと一緒に移動したい場合なども含め、約款に持込みの条件が定められているので、予約前に、事業者はその可否や条件を確認すること。

5. 事業者への要望

①高速乗合バス事業者へ

- ・ 停留所や運行時刻の変更等の情報が、消費者に確実に伝わるようにすること。
- ・ キャンセル等の手続きの方法について、消費者の負担が少なくなる手段を充実させ、その周知を図ること。
- ・ バス車両への荷物やペットなどの持ち込み条件の周知を図ること。
- ・ 車内トイレや、シートのリクライニング機能等、設備が確実に利用できるよう、品質確保と向上に努めること。

②旅行者および高速ツアーバス運行事業者へ

- ・高速乗合バスとは異なり、募集型企画旅行(パック旅行)であること、キャンセルや変更などの際の条件について、消費者が確実に把握できるような表示、広告、案内の徹底に努めること。また、「路線、便」など、高速乗合バスと見紛う広告表示によって、消費者が運行形態について誤認を起こさないよう配慮すること。
- ・乗車場所や集合時間などの重要情報(変更の場合も)が、消費者に確実に伝わるようにすること。また、乗車場所が分かりやすくなるよう、誘導を確実に行える体制を整備すること。
- ・キャンセル等の手続きの方法について、消費者の負担が少なくなる手段を充実させ、その周知を図ること。
- ・バス車両への荷物やペットなどの持ち込み条件の周知を図ること。
- ・車内トイレや、シートのリクライニング機能等、設備が確実に利用できるよう、品質確保と向上に努めること。

要望先：

公益社団法人日本バス協会
一般社団法人日本旅行業協会(JATA)
社団法人全国旅行業協会(ANTA)
高速ツアーバス連絡協議会

情報提供先：

消費者庁消費者政策課
国土交通省自動車局旅客課
観光庁観光産業課

扱い：本資料につきましては、7月21日の記者説明会開催後に解禁いたします。

本件問い合わせ先
相談情報部 鈴木(すずき)・内垣(うちがき)
TEL：03-3443-1209
FAX：03-3443-6209

別紙

「高速乗合バス」と「高速ツアーバス」の違いについて

いわゆる「高速バス」という輸送サービスについては、運行形態で分けると、次の 2 つが存在する。本件公表資料において、運行形態別に示す場合、次のような区分け(それぞれに多少の例外はある)に基づき、「高速乗合バス」「高速ツアーバス」の語句を使用している(ただし、相談事例中における「高速バス」などの呼称は、相談者の申し出のまま記載している)。

① 高速乗合バス(高速路線バス)

バス会社が国土交通大臣から路線の許認可を受け、主に高速道路や有料道路において、定期的に車両を運行し、一般乗合旅客自動車運送を営業として行うバス。消費者は、運賃をバス運行会社に支払い、旅客としてバスを利用する。

② 高速ツアーバス

旅行会社が貸切バスを貸し切り、既存の高速乗合バスに類似した募集型企画旅行(いわゆる「パック旅行」)を催行するもの。貸切バスを用いた様々なツアーの中でも、特に「移動そのもの」に旅行目的を特化させたものを指す。消費者は、旅行代金を旅行会社に支払い、ツアー参加者としてバスを利用する。

項目	高速乗合バス	高速ツアーバス
運行ないし主催 (契約の相手方)	バス会社	旅行会社 (バスは旅行会社による貸切)
適用される約款	一般乗合旅客自動車運送事業約款	旅行業約款
運賃または代金設定	認可・届出運賃の範囲内	自 由
運賃または代金の 支払期限	窓口であれば発車直前 車内購入であれば、乗車ないし降車時	企画旅行会社が指定する 支払期限まで
運賃または代金の 支払方法	現金決済(窓口、券売機、バス車内) バス会社発行のプリペイド・ICカード クレジットカード、コンビニ端末決済	現金決済(窓口、口座振込) クレジットカード、コンビニ端末決済
乗車期日や区間等の変更	バス会社の約款に基づいて取り扱う 多くは無料で、発車時刻前に限られる	旅行業約款による (取消の上、再予約のケースが多い)
取消や払戻の手数料	多くは発車時刻前までで一定額 (約款に基づき 100～500 円程度)	約款に基づき、出発日を基準として 旅行代金の 0～100%を段階的に適用
主な乗降場所	国土交通大臣の許認可を受けた停留所 (バスターミナルを含む) ※路上にも停留所標柱がある	路上、駐車場、観光(貸切)バス向け 乗場等 ※路上には停留所標柱がない
運行の確実性	定期的・運行時刻通り運行する (乗客 0 名でも運行)	最少催行人数に満たなければ 実施(運行)しないこともある